

新しい研修・技能実習制度が施行されます



★在留資格「技能実習」の創設

技能実習 1号

「講習による知識修得活動」及び
「雇用契約に基づく技能等修得活動」

試験

技能実習 2号

技能実習 1号の活動に従事し、技能等を修得した者が当該技能等に習熟するため、雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事する活動

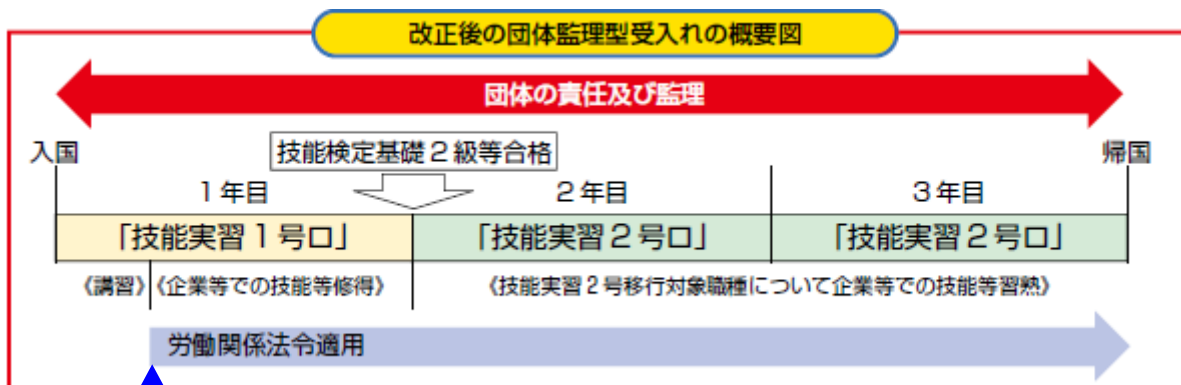
●技能実習の期間

技能実習期間は技能実習 1号、技能実習 2号の期間を合わせて**最長 3 年**です。

●技能実習 2号への移行

技能実習 2号へ移行する場合、技能検定基礎 2 級等の**検定試験に合格**する必要があります。
技能実習 2号への移行対象職種は現在 6 5 職種です。(平成 22 年 4 月 1 日現在)

改正後



注意

入国当初の講習(2ヶ月)終了後から受入企業との雇用契約に基づき技能実習生に**労働関係法令が適用**になります。

技能実習生に対する受入団体の責任及び監理が**技能実習終了時まで継続**します。

障害者雇用 除外率が変わります

障害者雇用率制度では、障害者の雇用率 1.8%を定めています。障害者が就業するのに困難であると認められる職種には一定割合の常用労働者を除外することが認められています。

平成22年7月から除外率が10%引き下げられます。

例 労働者が 59 人、除外率 15%の業種が 10%引き下げられると

$$\left[59 - (59人 \times 5\%) \right] \times 1.8\% = 1.0089人$$
労働者数 除外率 障害者雇用率



7月1日以降は **障害者である労働者を 1人以上雇用しなければならなくなります**



主な除外率設定業種 (全 35 業種)	除外率	
	改正前	改正後
有機化学工業製品製造業 輸送用機械器具製造業	5%	0%
その他の運輸に附帯するサービス業 電気業	10%	0%
非鉄金属製造業 倉庫業	15%	5%

お問い合わせ、ご相談は **伏屋事務所** までお電話下さい！058-272-3872